行

発

おり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

令和六年五月二十四日

城

(総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267

(毎週火、金曜日発行)

○宮城県告示第三百五十五号

告

示

宮城県県税条例

(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)

第百二条の三第一項の規定により、

次のと

宮

○家畜伝染病の発生

○保安林の指定

相手方の決定

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の解散届 ○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (令和五年分) (令和四年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)

九九八六六五四

○資金管理団体の指定取消等の届出

人事委員会

○人事委員会規則七—十五 (勤勉手当)

0)

一部を改正する規則

九

(1)

○資金管理団体の届出事項の異動届 ○資金管理団体の届出 ○政治団体の収支報告書の要旨の公表 宮 公

> 告 目 示 次

○形質変更時要届出区域の指定の解除 ○軽油引取税に係る特約業者の指定

税

務 課

ページ

氏名又は名称

代表者の氏名

主たる事務所等の所在地

指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

環境対策課

○宮城県告示第三百五十六号

ース 有限会社石井モータ

石井 昭彦

九番地の四柴田郡川崎町大字前川字北原十

令和六年四月十九日

○農用地利用集積等促進計画の認可 ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の

(デジタルみやぎ推進課)

四

(食と暮らしの安全推進課) \equiv

(農業振興課) \equiv

(家畜防疫対策室) \equiv

(森林整備課)

三

届出区域の全部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要

令和六年五月二十四日

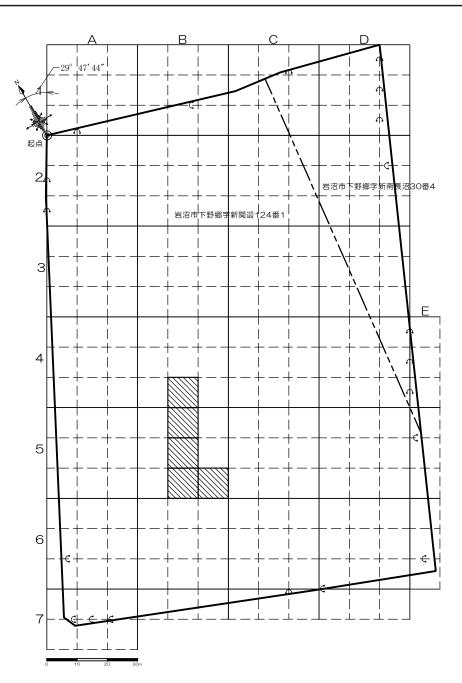
指定を解除する形質変更時要届出区域

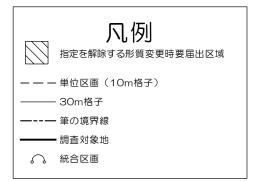
岩沼市下野郷字新関迎百二十四番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村

井 嘉

浩





指定を解除する土地の面積

形質変更時要届出区域:500m2

<起点>

起点は、岩沼市下野郷字新関迎124番 1の最北端とする。

<格子の回転角度>29°47'44" 格子の回転角度は、起点を通り、東西 方向及び南北方向に引いた線並びにこ れらと平行して10m間隔で引いた線 により形成されている格子を、起点を 支点として右回りに回転させた角度を 示す。

第504号

鉛及びその化合物

形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害

形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

○宮城県告示第三百五十七号

土壌汚染の除去

令和六年五月二十四日

の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師

浩

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

宮城県知事 村 井 嘉

主催者の名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

講習	研修	種類
令和六年十一月十日	令和六年十一月十日	開催年月日
宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号)	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町二番四十八号)宮城県大崎合同庁舎(大崎市古川旭四丁目一番一号)	会場名称(会場所在地)

通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

 \equiv

令和六年十二月六日	令和六年十一月十五日	令和六年十月二十一日
令和六年九月二十日	令和六年八月三十日	令和六年八月五日
レポート提出締切年月日	受付締切年月日	受付開始年月日

四

クリーニング師の研修 五千円

2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第三百五十八号

農用地利用集積等促進計画の概要

宮城県知事

村

井

嘉

浩

農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年五月二十四日

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

別冊のとおり

 \equiv 認可年月日

○宮城県告示第三百五十九号 令和六年五月二十四日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家

令和六年五月二十四日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

家畜伝染病の種類

ヨーネ病

<u></u> 畜種

牛 (黒毛和種)

 \equiv 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生の場所又は区域

登米市

Ŧī. 発生年月日

令和六年五月十三日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林に指定する。

令和六年五月二十四日

保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉

浩

葉区本町三丁目八番一号

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課

随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

令和六年度総合福祉システム改修業務

宮城県知事

村

井

契約の相手方を決定した日

令和六年五月十五日

四

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

六 Ŧî.

契約の相手方を決定した手続

随意契約

四千七百二十六万七千円

三丁目二番二十三号

代表構成員

富士通Japan株式会社

宮城・山形公共ビジネス部 仙台市青葉区中央 宮城県総合福祉システム構築・保守等業務企 宮

令和六年五月二十四日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

 \equiv 所に備え置いて縦覧に供する。 1 一三五から一四二まで、 五六、六一の一、六二から六五まで、六六の一、六七の一、六九の一、七〇の二、七三から七五ま の一、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一、五二の一、五三、五四の一、五五の一、 (「次のとおり」は、省略し、 指定の目的 指定施業要件 潮害の防備 気仙沼市外畑四二の一、 九九の三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の五、一〇六、一〇七の一、一〇八、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整 主伐は、択伐による。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 公 一四四から一四七まで 四三の一、 その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び気仙沼市役 四四の一、 告 四五の一、四五の二、 四六の一、四七の一、四八

> 令 契約の相手方を決定した理由 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条第一項第一号該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

七

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号

体の届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 次のとおり政治団

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

員

長

櫻

井

正

人

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の代 氏表 名者 の 氏 名計責任者

小長根久雄 榊原 正晃

暁の会

主たる事務所の所在地 届出年月日

○仙台市太白区茂庭台三−二八−一 令和六年 口月十八日

岩沼市桜二-九-二

○宮選管告示第六十号

西塚秀市後援会

西塚

秀市

西塚

秀市

体の届出事項を異動した旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

令和六年五月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員

長

櫻

井

正

人

政党の支部

仙台市青 式 浩

政治団体の名称 異動事 項

新

旧

異動年月日

の代 氏表 名者

合会
参政党宮城県支部連 参政党宫城第1支部 渡部東 郎 の 氏 名 平野

佐野

綾子レンス の 氏 名計責任者

所の所在地 −六−五−六−五

部自由民主党名取市支

渡辺

武

湾支部自由民主党宮城県港

川俣

奨

の代

名者

貴恵 遠藤 明 令和六年 四月二十日

令和六年 四月二十日

純 令和六年 四月一日

誠 髙橋 明子

- 一三 - 四

川俣 奨 谷川 令和六年 四月一日

(5) -	令禾	∏ 6 ⁴	羊 5	月2	4日	金曜	目			宮	城	ţ	県	₹	公	`	報						第	5504 5	⊒. J
	オクタミライ					おおうち号也後接会	ううう.) · うず けなどない		岩佐たか子後援会	会のち芽吹く石巻の		-	あべまさきを囲む会	あへててた後接会	び治団体の名)	□ その他の政治団体	部	は推析の会を	宮城県第4選挙区支日本維新の会衆議院	部 関	自由民主党若柳支部			自由民主党迫支部	きわ会支部自由民主党宮城県と
	齊					プ プ 卓 七			岩佐 孝子	子佐々木マリ			阿部 眞喜	阿音 秀太	氏	表		增 恒 君	Ī.	佐藤雄一	早坂敦	瀨戸健治郎			髙橋 幸三	中村 知久
	名が目的の	f .	の 氏 名	の 氏 名	表	所の所在地	5 氏	会計責任者	O代 氏表 3名	所の所在地	計 氏責	の氏名	表	の代 氏表 名者	ま 事	J F	政党及び政治資金団体以	の 会 言 見 名 者	ŧ	の 会計責任者	の 氏 名 計 責 任 者	の 会 計 責 任 名	の代 氏表 名者		所の所 在 地	の 氏 名計責任者
	カクタミライ		大内 卓也	1	大内 卓也	二九 字石 十二	ī 	岩佐忠紘	岩佐 孝子	五-一一北一-	京	è	阿部 真喜	阿音 秀太		ŕ	以外の政治団体)	垣 恒 <i>看</i>	Ē.	佐藤雄一	早坂敦	中嶋	髙橋幸三		字二番江四二 登米市迫町北方	佐々木隆史
	カクダミライ	可能已女交受公	佐藤好一		大野 喬	字佐野二	ī 	渡辺誠	岩佐 恭悦	七-五帯北四-	原		宮内 弘晶	木村、裕幸		I		愛 甲 香彩	Š	佐藤 秀子	常澤正史	高橋功	伊藤 良雄	_	字金ヶ森一六-登米市迫町北方	大柳 伸彦
	三月二十八日	7 17 7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17				三月二十五日	7 7 7 2	=] = = -	令和六年 日二十二日	令和四年		四月一日	令和六年	三月二十四日	プロスミ 異動年月日			イーター イー		令和六年 四月十五日	令和六年 四月一日	令和六年 三月三十一日			令和六年 四月一日	令和六年 四月十六日
			令和六年五月二十四日	団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(四	○宮選管告示第六十一号	てらしま雅子後援会			土見大介後援会	髙橋すすむ後援会	春信の会		塩釜歯科医師連盟	未来を作る会		佐藤さとる後援会	さこ道子後援会	さくらい政文後援会	ょ	Į Į	います。 いまれる。 いまれる。 には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	公明党を励ます宮城	熊谷まさひろ後援会	絆の会	柏佑整後援会
			- 四 日	山があっ	昭和二十	号	加藤			土見	髙橋	境		佐々木	佐藤		川村	山 田	三浦	大野	1	参	石]	熊谷	早 坂	柏
				た。	-三年法		治			大介	将	恒春		優	雄一		幸雄	裕	亨 子					雅裕	敦	佑 賢
					(昭和二十三年法律第百九十四号)		所の所在地	の言 氏す 名			の 会計 責任者 名	の 氏 名計責任者	0 日	会計責任者	の 氏 名	Ð)代 表 名者	の 氏 氏 名 計 責 任 者	の代 氏表 名者	計 : 氏責 任	在地		表所を	主たる事務	の 氏 名計責任者	の代 氏表 名者
	委員長	宮城県選挙管理委員会			1号)第十七条第一		一五一九一五一九	<u></u>	上見二(塩竈市藤倉一 –	髙橋	境恒春		菊地 伸行	佐藤雄一		川村 幸雄	小野 敏郎	三浦	間	: 六台(東市 一月 二月 二月	山台市泉区南光	石橋 五語	気仙沼市高井二	早坂敦	柏 佑 賢
	長 櫻 井	性委員会			一項の規定により、		一八一六一八一六	H	上1	二 塩竈市後楽町一	髙橋将	愛甲 香純		大野 宗賢	佐藤 秀子		鹿野 裕	白塚 佳史	大山 金雄	春一	中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中	山台市泉区泉中	杉岡、玄明	気仙沼市浦の浜	常澤 正史	佐藤公一
	正人				次のとおり政治		令和六年 二月一日		E J I	令和六年	令和六年 四月一日	令和六年 四月一日	十 月 三 十 一 日	十令和五年 十二日 十二日	令和六年 四月十五日	— 月二十 日	令和六年	令和六年 三月一日	三月二十四日	令和六年 四月七日	・ 日 ・ 一	令和六年 四月十二日	令和六年 五月三日	令和四年	令和六年 四月一日	令和五年

第504号	令和	6年	5月	24	<u> </u>	金曜	目		宮		城		県		公		報											(6)
報告年月日 6.3.27 (5.12.31解散) 1 収入総額	2 支出総額 熊谷まさひろ後援会	1 収入総額	報告年月日 6.3.13 (6.3.13解散)	岩佐てつや後援会	(その他の政治団体)	政治団体の収支報告書の要旨			令和六年五月二十四日	の要旨を次のとおり公表する。	り、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ	○宮選管告示第六十二号	門間純一後援会	未来へ、いのちをつなぐ石巻の会	保科善一郎後援会	布田一民後援会	久勉後援会	はじむ会(浅野元後援会)	沼田長一後援会	勝栄会	熊谷まさひろ後援会	木村晴夫後援会	遠藤みつ子後援会	岩佐てつや後援会	相沢くにこ後援会	政治団体の名称	その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
						の要旨 (単位:円)	委員長	宮城県選挙管理委員会				第十二条第一項		門間純一	山崎 信哉	成沢 一男	武蔵谷 博	高橋 俊吾	浅野	佐藤 富夫	勝沼 栄明	熊谷 雅裕	木村 晴夫	遠藤美津子	星辰夫	小野 陽子	代表者の氏名	冶団体)
0	0	0					櫻 井 正 人	貝会			同法第二十条第一項の規定により、そ	及び第十七条第一項の規定によ		令和六年三月三十一日	令和六年二月二十五日	令和五年十二月二日	令和六年三月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和六年三月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和五年十二月三十一日	令和六年四月十二日	令和六年三月十三日	令和六年三月三十一日	解散年月日	
1 収入総額 2 支出総額	岩佐てつや後接会 報告年月日 6.3.13 (6.3.13解散)	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.4.12 (6.3.31解散)	相沢くにこ後接会	(その他の政治団体)	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.3.22 (5.12.31解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 石巻市長	資金管理団体の届出をした者の氏名 勝沼 栄明	勝栄会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.3.12 (6.4.12解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 川崎町議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤美津子	遠藤みつ子後接会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長	宮城県選挙管理委員会	令和六年五月二十四日	の要旨を次のとおり公表する。	り、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ	○宮選管告示第六十三号	2 支出総額
0		0	0				0	0					0	0							櫻 井 正 人	会			十条第一項の規定により、そ	び第十七条第一項の規定によ		0

04 🗆	金曜日	中	城	目	//\
74 H	金曜日	呂	坝	宗	\mathcal{L}

(7)	令	和 6	年	5月	24 E	1 3	金曜	日			宮		城		県		公		報								角	第50 4	1号	
その他の経費	選挙関係費	組織活動費	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.3.5 (6.3.31解散)	布田一民後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.3.15 (5.12.31解散)	人勉後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.4.26 (5.12.31解散)	はじむ会 (浅野元後援会)	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.2.27 (6.3.31解散)	沼田長一後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 6.3.27 (5.12.31解散)	熊谷まさひろ後援会	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.2.16 (5.12.31解散)	木村晴夫後接会
385,000	80,000	480,000	945,000		945,000	999,676	999,676			0	0			0	0			0	0			0	0			0	67,550	67,550		
門間純一後接会	年間五万円以下のもの	〔個人分〕	5 客附の内訳	その他の事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	政治活動費	事務所費	備品・消耗品費	経常経費	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの	その他の収入	個人分	各 附	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.3.13 (6.2.25解散)	未来へ、いのちをつなぐ石巻の会	組織活動費	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.4.2 (5.12.2解散)	保科善一郎後援会
	3,955			407,930	407,930	407,930	10,300	51,254	61,554		4	4	3,955	3,955	(37 Å) 18,500		469,484	22,459	1,243,214	1,265,673			3,678	3,678		3,678	3,678	3,678		

第50)4号	• 1	和	6年	5月	241	H_	金曜	昌日		宮		城		県		公		報											(8)
2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 6.4.2 (6.3.31解散)	沼田長一後援会	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 6.3.13 (6.3.13解散)	岩佐てつや後接会	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 6.4.12 (6.3.31解散)	相沢くにこ後接会	(その他の政治団体)	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 6.4.18 (6.4.12解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 川崎町議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 遠藤美津子	遠藤みつ子後援会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長 櫻 井 正 人	宮城県選挙管理委員会	令和六年五月二十四日	の要旨を次のとおり公表する。	り、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、そ	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ	○宮選管告示第六十四号	2 支出総額 0	1 収入総額 0	報告年月日 6.1.11 (6.3.31解散)
門間純一後接会	その他の事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	政治活動費	事務所費	備品・消耗品費	経常経費	4 支出の内訳	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.3.13 (6.2.25解散)	未来へ、いのちをつなぐ石巻の会	年間五万円以下のもの	[個人分]	5 客附の内訳	組織活動費	政治活動費	4 支出の内訳	個人分	客附	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 6.4.1 (6.3.31解散)	布田一民後接会
	31,070	31,070	31,070	1,400	730	2,130		(24人) 12,000		33,200	12,000	796,189	808,189			324			55,000	55,000		324	324		55,000	324	54,676	55,000		

報 (9) 第504号 り資金管理団体でなくなった旨届出があった。 ○宮選管告示第六十七号 後藤 り資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。 渡辺 法第十九条第三項第二号による届出 ○宮選管告示第六十六号 管理団体の届出があった。 ○宮選管告示第六十五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金 2 報告年月日 令和六年五月二十四日 令和六年五月二十四日 令和六年五月二十四日 咲子 重益 収入総額 支出総額 まく会 後藤咲子とたね 宮城県議会議員 名室管理団体 6. 公職の種類 4 26 6. 称の 3.31解散) 所の所在地 黎和会 異 名 管理団体の 動 事 項 東仙 一-二-二六 宮城県選挙管理委員会 旦理郡旦理町吉田字小橋 宮城県選挙管理委員会 宮城県選挙管理委員会 新 第十九条第三項第二号の規定により、 主たる事務所の所在地 委 委 委 員 員 員 長 長 四-二-二 櫻 櫻 櫻 旧 0 0 一 四 五 井 井 井 令和六年 四月十一 令和六年 四月九日 正 正 正 異動年月日 指定年月日 次のとお 人 人 人 日 勝沼 職員の給与及び費用弁償に関する規則)第二十条第二項及び第三項」を加える 員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。 〇人事委員会規則七—十五—四十六 をした者の氏名 遠藤美津子 この規則は、公布の日から施行する。 第八条中「規則七―十五(勤勉手当)第五条第二項」の次に「又は規則七―百四十(会計年度任用 人事委員会規則七—十五 入事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 令和六年五月二十四日 栄明 附 人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則 勝栄会 遠藤みつ子後援会 (勤勉手当) 事 資 金 委 管 の一部を改正する規則をここに公布する。 理 員 団 体 슾 0) 宮城県人事委員会 名 委員 称 長 西 令和六年四月十二日 令和五年十二月三十 | なった年月日 でなく 條 力

人事委

日